



国民年金の第3号不整合問題

第3号不整合記録の是正を進めるための法律案が、昨年11月22日に国会に提出されています。

これと並行して、日本年金機構では、第3号不整合記録を有する人の記録を訂正し、年金受給権の確保に向けた対応を進めていくことになりました。

具体的には、まず過去2年間に第3号不整合記録を有することが判明した人について、記録訂正に必要な届出の勸奨を行い、国民年金保険料の納付をお願いすることとしています。

第3号被保険者の届け出義務

第3号被保険者になったときおよび第3号被保険者でなくなったときには、それぞれの場合に届け出が必要です。

①第3号被保険者になったときの届け出

第2号被保険者に扶養されることになった場合には第3号被保険者になりますので、必ずその旨の届け出を配偶者の勤務する会社に提出します。

ただし、第2号被保険者が、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格がある場合には、その被扶養配偶者は第3号被保険者とはなりません。

②第3号被保険者でなくなったときの届け出

第3号被保険者の年収が増加して130万円以上になると見込まれる場合や、配偶者である第2号被保険者が退職等によって厚生年金保険等の加入者でなくなった場合等により第2号被保険者の扶養から外れた場合には、第1号被保険者になります。このような場合は、必ず役場住民課窓口で第1号被保険者への種別変更届を提出してください。



第3号不整合記録への対応

第3号被保険者が第1号被保険者となった場合は、先に述べたとおり届け出が必要となりますが、この届け出がもれていたため、実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間として年金記録が管理されている場合があります(第3号被保険者記録の不整合期間)。

このような届け出もれの記録をそのままにしておくと、将来年金を請求する際に過去に遡って本来の第1号被保険者期間に記録訂正が行われますので、保険料未納となつて年金額が減額となつたり、年金受給資格期間がなくなり無年金者となる可能性があります。

このため、日本年金機構では、不整合期間を有する人を対象に、不整合期間を本来の第1号被保険者期間へ変更し、変更後の年金記録をお知らせしています。

第1号被保険者期間へ変更したことにより保険料の納付が必要となった期間(過去2年以内)については、日本年金機構から国民年金保険料の納付書が送付されますので、最寄りの金融機関等で保険料を納めてください。

また、年金記録の中に不整合期間が見つかり、過去2年より前に遡って第3号被保険者に該当していた場合については、「第3号被保険者該当届(年金確保支援法用)」の届け出が必要となります。

おトクな前納割引

国民年金保険料を口座振替で1年前納すると年間3,780円の割引となります。(23年度)

24年度の1年前納申込み期限は2月29日(水)ですので、お早めに窓口までおこしください。また、6か月前納の前期分申込みも期限は同じです。



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
(電話) 34-2121 内線 413
日本年金機構 旭川年金事務所
(電話) 0166-72-5002